

岩美町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年11月10日(火) 午後1時30分～午後2時50分

2. 開催場所 岩美町役場 ミーティング室

3. 出席委員

●農業委員 11人

会	長	山	本	淳 (14番)
委	員	1番	福石	幸生
		2番	大森	正良
		3番	上田	陽一
		4番	藪内	孝博
		7番	濱崎	智熙
		8番	寺尾	孝則
		9番	岸本	利博
		10番	賀山	圭子
		11番	北村	凱男
		13番	飯野	幸義

●農地利用最適化推進委員 6人

15番	横田	光男
16番	宮本	裕澄
17番	河本	俊一郎
18番	小谷	幸次
19番	藪田	俊博
20番	上田	芳夫

4. 欠席委員 (3人)

5番	上根	慶万
6番	米村	進司
12番	山本	一美

5. 議事日程

日程第1 開会

日程第2 会長あいさつ

日程第3 議事録署名委員の決定

8番 寺尾 孝則

9番 岸本 利博

日程第4 報告事項

①前総会(10月12日)のてんまつ

②農地法第18条第6項の規定による通知について

③認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について

④公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る農地転用について

日程第5 議事

- ①議案第1号 農地法の適用を受けない土地の認定について
- ②議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について
- ③議案第3号 令和2年度農用地利用集積計画第6号について
- ④議案第4号 令和2年度農用地利用配分計画第6号について

日程第6 その他

- ①農業委員会手帳について
- ②令和2年度農業委員会特別研修会の参加方法について
- ③人・農地プラン説明会実施状況（R2.11.10現在）について
- ④「中山間集落の維持へ多様な取り組み」について
- ⑤岩美町農業委員会活動計画検討会報告について
- ⑥活動記録の提出について
- ⑦忘年会について

6. 農業委員会事務局職員

局長 補佐	前 田 悟 史
主 任	西 川 恵

事務局	ただいまから令和２年度第８回総会を開催いたします。 総会の成立についてでございますけども、本日の出席委員は１４名中１１名で、岩美町農業委員会会議規則第６条による定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。 なお、５番の上根委員、６番の米村委員、それから１２番の山本委員からは欠席する旨のご連絡をいただいております。 また、本日は、総会後に研修会のほうを予定させていただいております。その研修会のときに講師をしていただきます鳥取県農林水産部経営支援課の井上課長補佐と、それから鳥取県農業会議の倉益事務局長さんにお越しいただいております。研修会のときには講師をお願いしたいと思いますが、総会のほうは傍聴されますので、その旨ご了解いただけたらと思います。
事務局 会 長	それでは、会長のほうから挨拶のほうをお願いいたします。 皆さん、こんにちは。 昨日、鳥取県で新型コロナの感染の警報が出されました。自らの感染の防御に、守る行動をしていただきたいというふうに思います。 それから、農地の利用状況調査は終わりましたが、これから農地の利用意向調査、いろいろなものに活かしていきたいというふうに思っております。 今年の作況指数は、米が９９ということで、少し何か不作でございますけれど、来年の作付方針について、今後農水省のほうで検討していくことになると思いますが、消費が物すごく落ち込んでおって、在庫が相当増えているということで、来年の作付状況に少し心配してるところですけど、今後の状況を見ながら検討、我々も存続していかないとけないと思っておりますので、よろしくお願いします。
議 長	それでは、議事のほうに入らせていただきます。 議事録署名委員の決定ですけど、こちらのほうで指名させていただいてよろしいでしょうか。 （異議なし）
議 長	それでは、８番の寺尾委員と９番の岸本委員にお願いいたしますので、よろ

	しくお願いします。
議 長	それでは、報告事項のほうに入らせていただきます。 1 番の前総会のでんまつと、それから農地法第 18 条第 6 項の規定による通知、認定電気の通信を伴う中継施設等の設置に伴う農地転用について、公共事業の施行に伴う附帯施設の設置について、以上、事務局のほうから説明をお願いします。
事務局	資料のほう 3 ページになります。 前総会（10 月 12 日）のでんまつということでご説明いたします。 まず、1 つ目ですけども、非農地証明ということで、荒金地内の 1 件 7 筆と岩本地内の 1 件 11 筆の土地について非農地証明申請についてお諮りし、承認していただきましたので、10 月 13 日付で非農地証明を申請者に送付しております。 それから、2 つ目ですが、3 条で、4 件 5 筆ということで、本庄地内の田の交換による所有権移転、それから岩常地内の贈与による所有権移転、それから岩井地内の贈与による所有権移転についてお諮りしました。ご承認いただきましたので、10 月 13 日付けで譲受人、譲渡人それぞれに許可書を送付しております。 それから、3 つ目ですけども、農用地利用集積計画第 5 号ということで、1 件 2 筆の申出についてお諮りし、決定いただきましたので、10 月 13 日付で町のほうが農用地利用集積計画を公告しております。 それから最後、4 つ目ですが、農用地利用配分計画第 5 号ということで、町から意見を求められました農地中間管理事業に係る 6 件 26 筆についてお諮りしました。計画について特に意見はありませんでしたので、意見なしという形で 10 月 13 日付けで町のほうに回答しております。 それから、前回の総会ではありませんけども、令和 2 年 3 月 10 日に開催の令和元年度第 12 回総会で許可をいただきました、鳥越の耕作放棄地に係る非農地判断 29 件 106 筆についてです。大変遅くなったんですけども、法務局と税務課との調整が整いましたので、令和 2 年 10 月 20 日付けで所有者及び法務局、税務課を含む関係各所へ通知を行いました。併せて、税務課のほうへは法務局へ一括して地目変更を行うように要請を行いました。 それから、続いて 4 ページ、5 ページです。 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてということで、今回農地法第 18 条 6 項の規定による農地の賃貸借契約の解約通知を受理したものが 7 件 13 筆となっております。この後のこちらの筆は、公共事業の施

行に伴う附帯施設の設置に係る農地転用について報告しますけども、12条関係で一時転用される状況ですので、解約を行うというものになっております。

それから、7ページです。

続いて、3番の認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用についてということですが、このたびKDDI株式会社の携帯電話無線基地局の設置について東部農林事務所長より通知がありました。この携帯電話の無線基地局については、農地法施行規則第53条第14号の規定によって農地転用許可が不要とされておりますけども、事前に県の農地担当局へ報告することとされています。それを踏まえて、設置される場所については、岩美町大字唐川*****、登記地目は畑です。所有者は*****さんとなっております。農地が2,552平米のうち、5,72平米を転用して、高さ約13メートルの携帯電話無線基地局を設置するものです。

別添ですけども、資料1のほうに、表に場所、それから裏面のほうに設置の状況写真をそれぞれ添付しておりますのでご確認ください。

続きまして、4番の公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る農地転用についてということです。こちらについては岩美道路の整備事業に伴う農地転用報告となっております。先ほど2番のほうで報告しました合意解約にある土地のうち、浦富*****ほか8筆の田を工事用道路に一時転用するものとなっております。場所については、見づらいんですけども、資料2のほうに赤く塗ってある箇所が今回一時転用する箇所となります。この図面は下が北となっていて、岩美道路の南側の9か所が今回一時転用される部分となります。届出者は鳥取県土整備事務所で、転用期間は令和2年11月1日から令和5年3月31日までとなっています。

報告は以上です。

議長

報告事項は終わりました。

何か質問がありましたら挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議長

ないようですので、引き続いて議事のほうに入らせていただきます。

議長

では、第1号議案「農地法の適用を受けない土地の認定について」、事務局のほう説明をお願いします。

事務局

今回、2件2筆の非農地証明申請書が提出されて、受理しております。

1件目ですけども、資料3ページとともに見ていただけたらと思います
が、場所については大字院内*****で、登記簿上は田ですが、現況は宅地
となっています。資料3の1ページで赤く囲っている場所が申請地で、現
況写真は2ページのほうに掲載しております。南北に長い土地でして、南
側には小屋が1棟、それから真ん中、横に長い住居、これが1棟、その裏
に家庭菜園程度の畑があります。2ページの③の写真を見て分かると思う
んですけども、住居の南側の下半分は倉庫みたいな形で利用されていま
す。こちらについては、申請者の*****さんの父親が平成元年に住居を建
てて以降、宅地となっているとのことです。証明は飯野委員のほうにいた
だいております。

それから、2件目です。申請者は*****さんです。場所等については、
資料3ページのほうですが、大字宇治*****で、登記地目は田となってい
ますが、現況は宅地となっています。資料2の3ページに申請地の場所を
赤く示しています。真ん中に白いのがあるんですけど、これが住居で、住
居の建っている部分の西側が今回の申請地で、4ページの写真を見ていた
だいたら分かるんですが、一部コンクリートが張られているような状況で
す。こちらについては、平成の初め頃に埋め立てた以降、隣接する宅地の
一部となっているとのことです。証明は山本一美委員のほうにいただい
ております。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。

質疑を受けたいと思います。

4 番

4番です。どちらの案件にしても、何か埋め立ててっていうんだけど、
埋め立てるときには農業委員会は何にも言わないんですかね。

事務局

特に院内のほうは、当時のいきさつがよく分かりませんが、圃場整備を
した土地です。そのときに非農地にするという設定でしてあったかもしれ
ません。

1 番

経緯がはっきりと分かんないんだ、つまりは。

事務局

はっきりとは分からない。

4 番

宇治のほうの土地もほ場整備。

事務局

いや、これは圃場整備外の土地ですので、これについてはよく分からな

いというのが実情です。

4 番 こういうのって何で出てくるんですかね。院内の土地なんかは田んぼ 1 枚が丸々だし、岩井のは家半分があれで、これの半分、*****の隣の***** なんか*****なのかっていうような土地は、そっちは宅地なんですかね。

事務局 隣は宅地になっています。

4 番 何でこういうものが出てくるんだろう。

事務局 結局、何でこれが出てくるかっていうと、農地のままだと当然 3 条許可 が必要なので、非農地にした上で所有権を移転したりする、そういった権利 移動のことが出てきて初めてこういう問題が出てくる。

議 長 よろしいですか。
ほかにありますか。

7 番 今お話を伺いまして、いろいろ勉強させていただいたんですけど、20 年 っていう経過のある中では、農業委員会のほうにもそういう知らせって いうことがあったのでしょうか。もう宅地になってますからね、これは建っ て 20 年になるんですか。

事務局 20 年以上がたっています。

2 番 地籍調査はまだしてないわけですか。

事務局 宇治のほうはもう終わってしまして、宅地になる予定ですが、登記は完 了していません。そのうち変わりはするんですけども、早くしたいとい うなことで。院内のほうはまだですね。

2 番 了解です。

事務局 当然、農地なので、転用する場合は当然農業委員会等で手続していただ きますし、前にも言わせてもらったんですけども、農業委員の皆さんも そういう何かしら農地で開発行為が行われている場合には、十分注意して いただけたらなと思っていますので、よろしくお願いします。

議 長 よろしいですか。
ほかに。

1 1 番	土地の時効 20 年は民法上ですけど、農業委員会で議決された総意っていうのは 20 年ですか。
事務局	先ほど会長が言われたように非農地証明に関しては、大体 20 年っていうのをもって、非農地の証明をさせていただいているということです。
議 長	ほかに何か。
	(質問、意見なし)
議 長	ないようですので、採決に入らせていただきます。 第 1 号議案「農地法の適用を受けない土地の認定について」、一括で採決させていただきます。賛成の方の挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	ありがとうございました。皆さん賛成でございます。
議 長	それでは、2 号議案のほうに入らせていただきます。 「農地法第 5 条の規定による許可申請書の審議について」、事務局の説明をお願いします。
事務局	このたび 5 条転用許可を 1 件受理しております。説明は資料 4 のほうでさせていただきます。 申請地は大字浦富****、登記地目は畑で、面積は 19 平米となります。 譲受人は岩美町浦富****の*****さん、それから譲渡人は*****さん、岩美町浦富****。 2 ページのほうに申請地の地図をつけております。 こちらのほうに位置図をつけておりますし、3 ページのほうの公図に位置図、位置関係図をつけております。 もともこの*****の土地は、*****の畑と同じ分だったんですけども、今回の申請に先立って*****ということで分筆した土地となっております。 転用目的については、既存住宅敷地の拡張です。申請者の*****さんの住居っていうのが、3 ページ及び 5 ページの写真のような形で、今回申請

土地、5ページの写真のほうの土がむき出しになってる部分なんですが、この写ってる家が*****さんの家です。住居が申請地の境界から70センチしか離れておらず、勝手口からの出入りであるとか、戸外の仕事の際も狭くて不便なため、今回の申請地を購入して、住宅敷地の拡張を行いたいとのことです。

資料の1ページに戻っていただきまして、立地基準ですが、4ページのほうに農地区分決定根拠資料をつけておりますが、農地区分は管理設道路沿道区域ということで第3種農地です。上水管、下水管が埋設されている道路の沿道区域で、500メートル以内に2つ以上の教育施設、公共施設がある農地となっております。岩美北小と浦富保育所などが500メートル以内で、その前の道路のほうには上水路、下水管が埋設されています。

3種農地になりますので、転用許可の根拠は原則許可となっております。

それから、営農条件ですが、申請地の東側、北側は畑で、西側は宅地ですね、*****さんのおうちになります。南側は公衆用道路となっております。

次に、一般基準ですけども、他法令許可はありません。

それから、2番の規模の妥当性ですが、3ページに土地利用計画図をつけておりますが、勝手口からの出入りと洗い場利用のため、現在の敷地から1メートルほど敷地を拡張するもので、妥当な規模となっております。

3番の被害防除計画ですが、申請地はもともと北側の畑を利用するための通路として使用されていた部分の一部で、写真で見ていただいたように既に踏み固められているために、特段な工事とか埋立整地等も必要なく、現状のまま利用するとのことです。

それから、雨水は自然流下で、南側の道路の側溝に流し、汚水は発生しません。

それから、資金調達計画ですが、必要経費としては、申請地は現状のまま利用するので土地買収費のみ、*****円となっております。これ以上の額の山陰合同銀行の預金口座の写しが添付されています。

説明は以上となります。

議長

説明が終わりました。

質疑を行いたいと思います。質疑のある方、挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議長

質疑がないようでございますので、採決のほうに入らせていただきます。

	第２号議案「農地法第５条の規定による許可申請書の審議について」、賛成の方の挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	ありがとうございます。全員賛成でございます。
議 長	では続いて、議案第３号「令和２年度農用地利用集積計画第６号について」、事務局の説明をお願いします。
事務局	資料のほう１４ページです。 今回の農用地利用集積計画で、利用権設定が１０件の決定を求められております。利用権設定の申出書ですが、上から３件が相対、残りの７件が機構への貸付分となっております。 １５ページのほうに相対の各筆の明細をつけております。全て使用貸借によるもので、３件３筆６，３１５平米となっております。 それから、次のページ、１６ページに機構分の各筆の明細となっております。こちらのほうは円滑化事業で、期間満了で中間管理事業へ移行となったものであるとか、自作地であったもので機構へ貸し出したものとなっております。賃借権によるものが４件９筆１万４５４平米、使用貸借によるものが３件８筆６，３６６平米となっております。 今回の案件について審査しましたところ、農業経営基盤強化促進法第１８条３項の要件に該当するものであり、適当であると考えております。 説明は以上となります。お願いします。
議 長	説明が終わりました。 質疑を求めたいと思います。質疑のある方、挙手をお願いします。 よろしいでしょうか。 (質問、意見なし)
議 長	ないようですので、採決のほうに入らせていただきます。 第３号議案「令和２年度農用地利用集積計画第６号について」、賛成の方の挙手をお願いします。 (全員挙手)

議 長	全員賛成でございます。
議 長	それでは続いて、第４号議案「令和２年度農用地利用配分計画第６号について」、事務局の説明をお願いします。
事務局	１８ページに、このたびの配分計画の各筆明細を載せております。５件１７筆１万６，６２０平米について意見を求められております。 また、１９ページから２１ページのほうに、このたび配分される筆と配分予定者を色分けした地図をつけておりますので、併せてご覧ください。 説明は以上です。お願いします。
議 長	説明が終わりました。 それでは、該当する方の退席のほうお願いします。
議 長	それでは、審議のほうに入らせていただきます。 配分計画で、整理番号１番の*****の件について質疑を求めます。意見のある方ございませんか。 よろしいでしょうか。 (質問、意見なし)
議 長	それでは、採決に入らせていただきます。 整理番号１番の*****の配分計画に賛成の方の挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	ありがとうございました。全員賛成でございます。
議 長	それでは、まとめて２、３、４、５番の整理番号についての意見を求めます。 ございませんか。 (質問、意見なし)
議 長	では、ないようですので、採決のほうさせていただきます。整理番号２番、３番、４番、５番の配分計画へ賛成の方の挙手をお願いします。

	(全員挙手)
議 長	ありがとうございました。全員賛成でございます。 以上で議案のほうの審議は終了させていただきます。
議 長	それでは、その他のほうに入らせていただきます。 事務局のほう、その他、お願いします。
事務局	①農業委員会手帳について ②令和２年度農業委員会特別研修会の参加方法について ③人・農地プラン説明会実施状況（Ｒ２．１１．１０現在）について ④「中山間集落の維持へ多様な取り組み」について ⑤岩美町農業委員会活動計画検討会報告について ⑥活動記録の提出について
議 長	それでは、１２月の総会のほうの日程を調整させていただきます。１２月 １０日でよろしいですか。 (異議なし)
議 長	では、以上で総会のほうを閉じます。